

2025年2月6日

能登半島地震

国・石川県は 仮設住宅居住者（被災時借家・公営住宅入居者）に退去を迫るな

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

能登半島地震のための応急仮設住宅入居期間は原則 2 年ですが、借家・公営住宅で被災した仮設住宅入居者が、入居 1 年（2025 年 3 月末）で退去を迫られる恐れがあります。その事態を避けるため「一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会」が 3 項目の提言を発表しました。私たちはこの提言を支持します。そしてこの提言への支持を拡げ、国、石川県に提言実施を求めることを呼びかけます。

仮設住宅居住者が、住宅再建への目処が立たない中、仮設住宅から退去を迫られることは、基本的人権の保障に真っ向から背くものであり、とうてい容認することができません。

私たちは、「一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会」が 2025 年 1 月 24 日に行った下記 3 項目の提言を支持するとともに、その実現を政府、石川県に強く求めます。

【提言 1】 石川県は、仮設住宅の入居期間について、被災前の居住形態が所有と賃借等の違いで区別をせず、等しく扱うよう運用を改めるべきである。

【提言 2】 石川県は、インフラ被害による仮設住宅入居者には、インフラが復旧し居住可能な状態になるまで入居期間を延長するよう取り扱うべきである。

【提言 3】 石川県は、令和 5 年能登半島地震の仮設住宅について、一日も早く、供与期間を 1 年延長することを決定し、それを公表するべきである。

詳細な提言理由を含む PDF 全文は以下のリンクで表示、ダウンロードが可能です。

<https://hitorihitori.jp/wp-content/uploads/2025/01/911feb543aaecda19d383306d8ef2ebd.pdf>

以上